

毎週火、金曜日発行
昭和四年四月十五日付

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において、一般の縦覧に供する。

昭和三十八年四月一日

鳥取県知事 石破二朗

- ◆告示
- 目 次
- 道路区域の決定
- 道路区域の変更

道路の供用開始

昭和三十七年十二月七日付け鳥取県告示第二百七十一号中訂正
昭和三十七年十二月七日付け鳥取県告示第六百九十一号中訂正

種 道 路 類 の 二 級 國 道	路 線 名 五 三 號 線	区 間 鳥 取 市 東 町 一 四 一 番 地 の 先	敷 地 の 巾 幅 メ ト ル	延 長 メ ト ル	備 考
一 級 國 道	八頭郡智頭町大字木地山字栗祖一、〇二〇番地の一の先から	四、五、二六、一	四三、四二六		
一 級 國 道	" 羽合町大字田篠字二の長砂三二七番地の一の先まで	四、五、二〇、〇	三〇、二三三		由川倉吉市宮町を経

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、鳥取県土木部道路課において、この告示の日から八月間一般の縦覧に供する。

昭和三十八年四月一日

鳥取県知事 石破 二朗

破

二

朗

00479

(第3種郵便物認可) 第39号

(第3種郵便物認可) 第39号

3 昭和三八年四月一日 月曜日 鳥取県公報(号外) 第39号 (第3種郵便物認可)

種道類	路線名	区間	区分	敷地の巾員 メートル	延長 メートル	備考
県道	赤崎薄口線	西伯郡中山町羽田井字萩原一、四二一番地の一の先から	旧	〇、三~二、四	一、八七五	
"	"	" " " 高橋字向駒坂一、〇二八番地の先	新	五、二~一六、〇	二、二八四	
"	"	" " " 字草谷二、〇五二番地の一〇三の先まで	旧	〇、三~三、六	三、五五〇	
"	東積赤崎停車場	西伯郡中山町八重字上屋敷二九四番地の一の先	から	新	五、七~一八、五	
"	"	" 東積字墓の前四九番地の先	まで	三、五~七、〇	五五〇	
"	"	"	新	一、五~七、〇	五五〇	
"	"	"	三、五~五、五	七一六		

鳥取県告示第百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において、この告示の日から八月間一般の縦覧に供する。

昭和三十八年四月一日

鳥取県知事 石破 二朗

破

二

朗

路線名	供用開始の区間	供用開始の期間
五三号線	八頭郡智頭町大字奥本字本谷	まから
姫路倉吉線	東伯郡三朝町大字木地山字栗祖 羽合町大字田後字二の長砂	まから
東積赤崎停車場	西伯郡中山町八重字上屋敷	まから
赤崎薄口線	西伯郡中山町羽田井字萩原 高橋字向駒坂	まから
如来原倉吉線	西伯郡大山町豊房字尾原 字草谷	まから
九号線	東伯郡大山町大字野添字西鴨 (国有林六四林班) (既設県道終点)	まから
"	西伯郡大山町大字保田横枕 淀江町大字淀江字中抜	まから
"	米子市西福原町字西原新町長東 錦町一丁目	まから

正

誤

昭和三十七年十二月七日付け鳥取県告示第二百七十一号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

